

<若者・子育て世帯が既存住宅を購入して行う100万円以上のリフォーム工事>

次世代住宅ポイント事務局 御中

記入日	令和 元 年 10 月 15 日
施工事業者	株式会社 改修工務店
代表者	住宅 工事 〒100-000×
住所	東京都中央区〇〇町10-20-30 第二ビル
建築業許可番号	国土交通大臣許可（般00）第99××号

発注者と締結した工事請負契約のうち、住宅に係るリフォーム工事（※）の額について、下記のとおり申告いたします。

記

- (1) 工事発注者 改修 太郎
- (2) 工事対象住宅
(住所) 東京都千代田区〇〇町2-2-2
- (3) 対象となるリフォーム工事の額 1,420,000 円 (税込)

※ 住宅及び附属する門扉、塀、舗装など外構に行う
リフォーム工事（管理費、現場経費を含む）をいいます。
なお、以下に例示する工事は対象となりません。

- × 点検、清掃（リフォーム工事とは別に実施するもの）
- × 庭園・造園、修景施設
- × カーテン、家具、書架
- × C A T V 視聴設備
- × ルームエアコン（窓や壁に単体で取り付けるもの）
- × 独立した屋外広告物
- × 独立した太陽光発電
- × 建物敷地外の照明設備（道路照明灯など）



併用住宅等の場合は、住宅部分に行う工事のみが対象です。



複数の工事請負契約を締結している場合、契約ごとに作成し、契約書と併せて提出してください。



本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。